

第132期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告

- ① 当行の新株予約権等に関する事項
- ② 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- ③ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ④ 特定完全子会社に関する事項
- ⑤ 親会社等との間の取引に関する事項
- ⑥ 会計参与に関する事項
- ⑦ その他

2. 計算書類等

- ① 株主資本等変動計算書
- ② 個別注記表
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結注記表

株式会社 宮崎銀行

1. 事業報告

① 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員を除く)	① 新株予約権の割当日 平成 25 年 7 月 31 日 ② 新株予約権の数 951 個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 95,100 株 ④ 新株予約権の行使期間 平成 25 年 8 月 1 日から平成 55 年 7 月 31 日まで ⑤ 権利行使価格 1 株当たり 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。	5 名
取締役 (監査等 委員)	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員を除く)	① 新株予約権の割当日 平成 26 年 7 月 31 日 ② 新株予約権の数 1,055 個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 105,500 株 ④ 新株予約権の行使期間 平成 26 年 8 月 1 日から平成 56 年 7 月 31 日まで ⑤ 権利行使価格 1 株当たり 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。	7 名
取締役 (監査等 委員)	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の割当日 平成 27 年 7 月 31 日 ② 新株予約権の数 1,066 個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 106,600 株 ④ 新株予約権の行使期間 平成 27 年 8 月 1 日から平成 57 年 7 月 31 日まで ⑤ 権利行使価格 1 株当たり 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。 	9 名
取締役 (監査等 委員)	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の割当日 平成 28 年 7 月 29 日 ② 新株予約権の数 1,948 個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 194,800 株 ④ 新株予約権の行使期間 平成 28 年 7 月 30 日から平成 58 年 7 月 29 日まで ⑤ 権利行使価格 1 株当たり 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。 	9 名
取締役 (監査等 委員)	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

②財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

③業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当行は、会社法の規定に基づき、取締役会において「内部統制に関する基本方針」を以下のとおり決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実強化を図ることとしております。

【内部統制に関する基本方針】

1. 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

以下により、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するものとする。

- (1) 行是綱要を企業活動の根本理念とし、従業員向けには「就業規則並びに付属規程」を定め、実際的な行動の際の指針とする。
- (2) コンプライアンス態勢として「法令等遵守方針」、法令等遵守基準として「行動憲章」を設け、コンプライアンス態勢に係る規程として「法令等遵守規程」、手順書として「法令等遵守マニュアル」を定める。
- (3) コンプライアンスの徹底を図るため、リスク統括部に「法務室」を設置し、コンプライアンスに係る統括部署として位置付け、コンプライアンスに関する情報等の一元管理を行い、定期的に「法令等遵守委員会」を開催して「取締役会」に付議・報告する態勢とする。
- (4) 取締役会がコンプライアンスに関する年度（または半期）計画を策定し、これに沿ってリスク統括部法務室および各業務所管部が従業員教育を展開するとともに、各部署の日常的な活動状況のチェックおよび指導を実施する。
- (5) リスク統括部法務室を事務局とするコンプライアンスに係るリスク・ホットライン（内部通報制度）を設け、当行役職員およびその他の人材派遣社員が、リスク統括部法務室またはリスク・ホットラインの通報および相談窓口を委託した行外受付窓口に直接通報、相談できる仕組みとする。
- (6) リスク統括部および監査部は、日頃から連携して、全行のコンプライアンス態勢およびコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたる。
- (7) 反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係および利益供与を排除し、当行の顧客等の被害を防止するため、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

以下により、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うものとする。

- (1) 法令および別途定める社内規則の規程に基づき、取締役会議事録ほかその重要度に応じて、決裁文書等の経営情報文書（電磁的記録を含むものとする）を関連資料とともに保存する。
- (2) 前項に定める文書の保存期間および保存場所は、法令および別途定める社内規則の規程に基づき定める。

3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行のリスク管理を体系的に定めた「内部管理基本方針」「リスク管理基本方針」を制定し、経営の健全性の確保と収益性の向上に取り組む。多様化・高度化するリスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置し、情報管理についてもリスク統括部内に情報管理室を設け、セキュリティを確保する。またリスク管理委員会を設置し、リスク全般に関して審議を行い経営の健全性の向上に努める。

リスク管理の規程では、全てのリスク管理の基本となるリスク管理基本方針に基づき、「統合的リスク管理規程」「自己資本管理規程」「信用リスク管理規程」「市場リスク管理規程」「流動性リスク管理規程」「オペリスク管理規程」「事務リスク管理規程」「システムリスク管理規程」「情報セキュリティ・リスク管理規程」「法務リスク管理規程」「人的リスク管理規程」「有形資産リスク管理規程」「風評リスク管理規程」を定める。また情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」および具体的な管理手法を「情報セキュリティ基本規程」に定める。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率化を図るため、常務会、担当取締役制などの体制を整備する。また取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

5. 次に掲げる当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行を含む銀行グループにおける業務の適正は、以下により確保する。

- (イ) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - (1) 当行は、「グループ会社運営規程」に基づき、グループ会社に対して、業績や財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づける。
 - (2) 当行は、グループ会社の経営状況等を協議するため、当行のグループ会社担当取締役およびグループ会社の代表取締役等が参加する経営協議会を定期的

に開催する。

- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当行は、「グループ会社リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー別に所管部署を定め、グループ会社のリスクを適切に管理・監視する。
 - (2) 当行は、グループ会社に対して、リスクカテゴリー別の管理状況について、定期的な報告を義務づける。
 - (3) 「内部監査規程」に基づき、監査部がグループ会社のリスク管理の状況、規程等の遵守状況、社内検査の状況等について監査する。
 - (4) リスク統括部は、グループ会社のリスク管理状況について、リスク管理委員会および取締役会に定期的に付議または報告する。また、重要な事案が発生した場合も必要に応じて付議または報告する。
- (ハ) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当行の取締役からグループ会社担当取締役を決め、事業の総括的な管理を行う体制とする。
 - (2) 当行との連携を密にし、当行の経営方針を徹底するため、当行のグループ会社担当取締役およびグループ会社の代表取締役等が参加する経営協議会を定期的に開催する。
- (ニ) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当行は、グループ会社に対して、当行の「法令等遵守方針」に則り「法令等遵守規程(マニュアル)」を作成し、その遵守状況について、定期的に報告することを義務づける。
 - (2) リスク統括部は、グループ会社の法令等遵守状況について、法令等遵守委員会および取締役会に定期的に付議または報告する。また、重要な事案が発生した場合も必要に応じて付議または報告する。
 - (3) グループ会社のリスク・ホットラインについては、グループ会社の役職員が、当行のコンプライアンス部門であるリスク統括部法務室またはリスク・ホットラインの通報および相談窓口を委託した行外受付窓口に通報、相談できる制度を設ける。
 - (4) 当行およびグループ各社において財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定める。

6. 当行の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および従業員を置くことを求めた場合には、経営執行部門と独立した監査等委員会の職務を補助する者を置くものとする。

7. 前号の取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および従業員は、前号の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等には、監査等委員会の同意を得るものとする。また、前号の補助者は業務の執行にかかる職務を兼務しない。

8. 次に掲げる当行の監査等委員会への報告に関する体制

(イ) 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、社内規程等に基づき、監査等委員会に対し、法定事項以外にも法令等遵守およびリスク管理上重要な事項については報告するものとする。

(2) 監査部は、グループ会社を含めた監査の結果について、監査等委員会に対し定期的に報告するものとする。

(3) リスク統括部は、グループ会社のリスク管理状況や法令等遵守状況も含めて、監査等委員の参加するリスク管理委員会、法令等遵守委員会、取締役会に定期的に付議または報告する。また、各部署は、グループ会社に関する事項も含め、社内規程等に定められた事項、重要な事項につき、監査等委員に直接報告するものとする。

(ロ) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

リスク統括部法務室は、リスク・ホットラインに基づき通報された内容およびその調査結果について、監査等委員の参加する法令等遵守委員会において定期的に報告する。また、重要な事案が発生した場合、必要に応じて監査等委員に対し直接報告するものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

リスク・ホットライン規程に基づき、通報者等（通報者に協力した者および調査に積極的に協力した者を含む）に対して、相談または通報したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱い（懲戒処分、降格、減給等）も行わない。

10. 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の支払いのため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員との相互認識を深めるよう努力するものとする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. ガバナンス態勢の強化

平成28年6月に監査等委員会設置会社へ移行し、ガバナンス態勢を強化しました。

具体的には、議決権を有する監査等委員による監査・監督により、取締役会に対する監督機能の強化を図るとともに、重要な業務執行の一部を取締役会から常務会に委任し、経営の意思決定の迅速化および効率化を図りました。

2. コンプライアンス

当行グループの全役職員を対象とし、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、研修や会議体での説明を適宜実施するほか、経営トップから全役職員に向けて、コンプライアンスの徹底に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識向上への取り組みを継続的に行っております。

3. 内部監査

「内部監査規程」、「内部監査計画」に基づき、当行およびグループ各社の内部監査を実施しております。

4. リスク管理体制

「内部管理基本方針」、「リスク管理基本方針」に基づき、リスク管理の統括部署および各リスク管理担当部署を明確に定めております。また、各リスクに適時・適切に対応するため、法令等遵守委員会やリスク管理委員会、ALM委員会を開催し、相互牽制機能を十分に発揮するとともに、リスク管理体制の充実を図っております。

5. 監査等委員会への報告等

取締役会、常務会、各種委員会等の重要会議において、監査等委員への業務執行状況の報告を実施するとともに、その意思決定の過程や内容について、監査等委員による監査・監督を受けております。また、代表取締役は、監査等委員との定期的な意見交換会を実施しております。

6. その他

平成 28 年 6 月 24 日付監査等委員会設置会社への移行に対応し、同日付で当方針を一部改定しております。

④特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

⑤親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

⑥会計参与に関する事項

該当ありません。

⑦その他

該当ありません。

2 . 計 算 書 類 等

株主資本等変動計算書

平成 28年 4月 1日から
平成 29年 3月 31日まで

株式会社 宮崎銀行

(単位 百万円)

	株主資本									評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金									利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高	14,697	8,771	21	8,792	6,473	69,201	10,654	86,329	1,694	108,125	21,776	3,049	24,825	88	133,039
当期変動額															
剰余金の配当							1,623	1,623		1,623					1,623
別途積立金の積立						8,200	8,200	-		-					-
当期純利益							9,432	9,432		9,432					9,432
自己株式の取得									3	3					3
自己株式の処分			17	17					405	388					388
土地再評価差額金の取崩							3	3		3					3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											3,291	3	3,295	48	3,247
当期変動額合計	-	-	17	17	-	8,200	386	7,813	401	8,197	3,291	3	3,295	48	4,950
当期末残高	14,697	8,771	4	8,775	6,473	77,401	10,267	94,142	1,292	116,323	18,484	3,045	21,530	136	137,990

個別注記表

<記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。>

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5 年 ~ 50 年
その他	3 年 ~ 20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者

の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 1,066 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 4,419 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 133 百万円、延滞債権額は 23,653 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7,011 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 30,798 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,948 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 40 百万円

有価証券 298,420 百万円

担保資産に対応する債務

預金 9,547 百万円

債券貸借取引受入担保金 149,274 百万円

借入金 100,000 百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、現金 2,000 百万円及び有価証券 19,216 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 220 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これ

らの契約に係る融資未実行残高は、452,815百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが448,994百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

6,470百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 30,827百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 655百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は100百万円であります。

15. 関係会社に対する金銭債権総額 5,590百万円

16. 関係会社に対する金銭債務総額 8,678百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	37百万円
役務取引等に係る収益総額	73百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	57百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	32百万円
役務取引等に係る費用総額	126百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	586百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び子法人等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	宮銀保証株式会社		兼任2名	当行ローンの債務保証	当行住宅ローン等の保証取引	398,238		-

- (注) 1. 宮銀保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。
 2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、保証内容に応じて決定しております。
 3. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

3. 店舗移転に伴う資産の遊休化や継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ及び種類ごとの減損損失額)

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)	うち土地(百万円)	うち建物(百万円)
都城地区	営業店舗跡地等	土地、建物	132	107	25
その他	営業店舗跡地等	土地	10	10	
合計			142	117	25

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(イ) 資産グループの概要

共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、事務センター)、各地区に関連する資産(当該地区の社宅)

営業用資産

営業の用に供する資産

遊休資産

店舗・社宅跡地等

(ロ) グルーピングの方法

共用資産

銀行全体又は各地区を一体としてグルーピング

営業用資産

各地区毎にグルーピング

遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

(回収可能価額)

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額については、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	5,472	11	1,312	4,171	(注1、2)
種類株式	-	-	-	-	
合 計	5,472	11	1,312	4,171	

(注1) 増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 11千株

(注2) 減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の売渡しによる減少 1千株

 株式交換による減少 1,311千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成29年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	-

2. 満期保有目的の債券(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	133	136	2
	小計	133	136	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合 計		133	136	2

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	3,604
関連法人等株式	-
合 計	3,604

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	39,349	24,713	14,635
	債 券	501,510	487,732	13,778
	国 債	282,994	274,589	8,404
	地 方 債	103,472	101,160	2,312
	社 債	115,043	111,982	3,060
	そ の 他	68,058	65,588	2,470
	小 計	608,918	578,034	30,884
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株 式	12,659	13,755	1,096
	債 券	62,611	63,803	1,191
	国 債	18,578	19,162	583
	地 方 債	36,926	37,496	570
	社 債	7,106	7,144	38
	そ の 他	77,862	80,310	2,447
小 計	153,134	157,869	4,735	
合 計		762,052	735,904	26,148

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,129
その他	2,896
合 計	4,025

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株 式	12,493	780	104
債 券	19,451	11	286
国 債	19,451	11	286
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	47,754	1,558	752
合 計	79,699	2,351	1,143

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度において減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて30%以上下落した場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	11,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 29 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 29 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,948 百万円
退職給付引当金	3,018
減価償却費	631
有価証券	977
その他	1,026
繰延税金資産小計	8,603
評価性引当額	2,050
繰延税金資産合計	6,553
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,663
その他	11
繰延税金負債合計	7,675
繰延税金負債の純額	1,121 百万円

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額	800 円 72 銭
1 株当たりの当期純利益金額	55 円 03 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	54 円 90 銭

連結株主資本等変動計算書

平成 28年 4月 1日から
平成 29年 3月 31日まで

(単位 百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	14,697	8,796	87,057	1,694	108,857	21,776	3,049	4,362	20,463	88	6,596	136,005
当期変動額												
剰余金の配当	-	-	1,623	-	1,623	-	-	-	-	-	-	1,623
親会社株主に帰属 する当期純利益	-	-	9,255	-	9,255	-	-	-	-	-	-	9,255
自己株式の取得	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	3
自己株式の処分	-	17	-	405	388	-	-	-	-	-	-	388
連結子会社に対する 持分変動に伴う資本 剰余金の増減	-	4,040	-	-	4,040	-	-	-	-	-	-	4,040
土地再評価 差額金の取崩	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	3,291	3	848	2,446	48	6,418	8,816
当期変動額合計	-	4,023	7,635	401	12,061	3,291	3	848	2,446	48	6,418	3,244
当期末残高	14,697	12,820	94,693	1,292	120,918	18,484	3,045	3,514	18,016	136	178	139,250

連結注記表

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6 社

会社名

宮銀ビジネスサービス(株)

宮銀コンピューターサービス(株)

宮銀リース(株)

宮銀ベンチャーキャピタル(株)

宮銀保証(株)

宮銀カード(株)

非連結の子会社及び子法人等 3 社

会社名

宮崎ネオアグリ投資事業有限責任組合

みやぎん 6 次産業化投資事業有限責任組合

みやぎん地方創生 1 号ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3 社

会社名

宮崎ネオアグリ投資事業有限責任組合

みやぎん 6 次産業化投資事業有限責任組合

みやぎん地方創生 1 号ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、いずれも 3 月末日であります。

(注) 子会社、子法人等の定義は、銀行法第 2 条第 8 項及び銀行法施行令第 4 条の 2 に基づいております。

<記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。>

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 1,066 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。
連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ取引を行っておりません。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

会計方針の変更

〔平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い〕の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

追加情報

1. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結される子会社及び子法人等において役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、期末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上してはりましたが、平成28年5月開催の各連結子会社の取締役会において、各連結子会社の役員退職慰労金制度を連結される各子会社及び各子法人等の定時株主総会(平成28年6月24日開催)の終結の時をもって廃止することを決議し、同総会において、各役員の見任時から同総会までの退職慰労金を退任時に打ち切り支給することを決議いたしました。

これにより、当連結会計年度において、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分11百万円については、「その他負債」に含めて表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)815百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は190百万円、延滞債権額は24,032百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立

て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,016百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,239百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,948百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預	け	金	40百万円				
有	価	証	券	298,420百万円			
リ	ー	ス	投	資	資	産	708百万円
そ	の	他	資	産	14百万円		

担保資産に対応する債務

預	金	9,547百万円									
債	券	貸	借	取	引	受	入	担	保	金	149,274百万円
借	用	金	103,594百万円								

なお、上記のリース投資資産708百万円は、利息相当額を含んであります。

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、現金2,000百万円及び有価証券19,216百万円を差し入れてあります。

また、その他資産には、保証金220百万円が含まれてあります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,895百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが452,073百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられてあります。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じてあります。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してあります。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,470 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 31,098 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 655 百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 5,000 百万円が含まれております。

13. 社債は、劣後特約付社債 15,000 百万円であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 100 百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 216 百万円、株式等売却損 104 百万円及び株式等償却 103 百万円を含んでおります。

2. 店舗移転に伴う資産の遊休化や継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（減損損失を認識した資産または資産グループ及び種類ごとの減損損失額）

地 域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	うち土地 (百万円)	うち建物 (百万円)
都城地区	営業店舗跡地等	土地、建物	132	107	25
その他	営業店舗跡地等	土地	10	10	
合 計			142	117	25

（資産グループの概要及びグルーピングの方法）

（イ）資産グループの概要

共用資産

銀行全体に関連する資産（本部、事務センター）、各地区に関連する資産（当該地区の社宅）

営業用資産

営業の用に供する資産

遊休資産

店舗・社宅跡地等

連結される子会社及び子法人等

（ロ）グルーピングの方法

共用資産

銀行全体又は各地区を一体としてグルーピング

営業用資産

各地区毎にグルーピング

遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

連結される子会社及び子法人等

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(当行並びに連結される子会社及び子法人等6社)は、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務等の金融サービスに係る業務を行っております。これらの業務は、市場の状況や長短のバランスを調整しながら、預金を中心とした資金調達、貸出及び有価証券投資を中心とした資金運用により行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理を行っております。また、当行におけるデリバティブ取引は、主として貸出金に係る金利変動リスク、外国為替取引における為替変動リスク等のリスクを回避(ヘッジ)するため、通常業務の一環として行っております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、貸出金は取引先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。特に、当行は宮崎県内を営業基盤としており、貸出金の8割超が宮崎県内等地元向けとなっております。したがって、大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合や、宮崎県内等地域の経済環境等の状況の変化により、取引先の経営状況が悪化し、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また当行の預金金利、貸出金利は市場金利に基づき改定しておりますが、市場金利の変化の速度や度合いによっては、預金金利、貸出金利改定のタイムラグや当行の資産(貸出等)・負債(預金等)の各科目の市場金利に対する金利感応度(弾性値)の差異等により資金利益が悪化する可能性があります。

有価証券は、主に債券、株式及び投資信託等であり、資産運用のための投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等の他に、市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

一方、金融負債の中心である預金につきましては、当行は健全経営を堅持しておりますが、万が一何らかの要因により、当行の経営が不安視され風評等が発生すると、預金が流出し、資金繰りに支障をきたす可能性があります。

コールマネー、借入金、社債は、当行の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなることや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等の流動性リスクに晒されております。

当行におけるデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引及び通貨スワップ取引、債券関連では債券先物及び債券先物オプション取引等であります。なお、デリバティブ取引については、当行のみが行っており、グループ会社では行っておりません。デリバティブ取引の主なリスクは、市場リスク及び信用リスクであります。市場リスクは、金利や価格が変動することにより保有しているデリバティブの価値が減少するリスクのことで、ヘッジ目的の取引が大部分となっているため、オンバランス取引と合わせた総合的な市場リスクは非常に限られたものとなっております。また、信用リスクは、相手方が契約不履行となった場合に損失を被るリスクのことで、取引の契約先をいずれも取引所や信用度の高い金融機関としており、取引先別にクレジットラインを設定し厳格に管理しているため、信用リスクは小さいと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、「内部管理基本方針」及び「リスク管理基本方針」に沿って定めた「信用リスク管理規程」に基づき、リスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築や、融資審査モラルの維持向上を目指すことにより、貸出資産の健全性維持に努めております。また、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与に係るリスク量を客観的かつ定量的に把握するため、「信用リスクの定量化」に取り組んでおります。

なお、ポートフォリオの状況や、信用リスク量の計測結果については、関係部の部長による部会組織である「信用リスク専門部会」にて定期的に評価を実施し、その結果を経営陣による意思決定機関である「リスク管理委員会」へ報告しております。

グループ会社におきましては、「グループ会社リスク管理規程」を整備して対応しております。また、それぞれのグループ会社に係るリスク管理の状況に関しては当行でリスク認識・把握・評価を行い、「リスク管理委員会」へ定期的に報告を行う体制となっております。

市場リスクの管理

デリバティブなどの金融技術の発展を背景にますます多様化する取引先のニーズに適切に対処し、経営の健全性及び収益の安定確保を目的に、関連法規、市場慣行に基づき、取引の妥当性、市場リスクを適切に把握し、許容し得る限度内での効率的な資金の調達・資産の最適配分を図ることを基本方針としております。具体的にはALM委員会において、金利リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

市場リスクを適切にコントロールするため、ALM委員会において、半期毎に自己資本額を基準として、市場リスクの限度額及び市場関連リスク額の警戒水準であるアラームポイントを設定し、管理を行っております。所管部署は、これら

のリスクリミットルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

このように市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、新しい自己資本比率規制で実施されているアウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対応するため、バンキング勘定についても金利リスク量の計測を定期的を実施し、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

グループ会社におきましては、「グループ会社リスク管理規程」を整備して対応しております。また、それぞれのグループ会社にかかるリスク管理の状況に関しては当行でリスク認識・把握・評価を行い、「リスク管理委員会」へ定期的に報告を行う体制となっております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利変動の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「債券」、「預金」、「長期借入金」、「社債」、「金利関連デリバティブ取引」等であります。また、株式の価格変動の影響を受ける金融商品は「株式」、「株式投資信託」であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスクについて、aR(バリューアットリスク)計測による、金利の変動リスク及び株式の価格変動リスクの定量的分析を実施しております。VaRの計測にあたっては、分散共分散法〔保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間240営業日〕を採用しており、リスクカテゴリー間の相関を考慮して算定しております。また、バンキング勘定のうちコア預金(明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求において随時払い出される預金のうち引き出されることなく長期間滞留する預金)は、内部モデルにて残存年数等を算定しております。

平成29年3月31日(当期の連結決算日)現在、当行の金利リスクは11,475百万円、価格変動リスクは23,706百万円であり、市場リスク全体の相関を考慮したリスク量の合計は26,866百万円となっております。

なお、VaRの計測値については、バックテストによる検証を定期的に行っておりますが、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においては、リスクを補足できない場合があります。また、影響が軽微な一部の金融商品やグループ会社の金融商品につきましては、定量的分析を実施しておりません。

流動性リスクの管理

流動性リスクについても、ALM委員会において、その時点での市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注 2）参照。また、「リース債権及びリース投資資産」等、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	311,177	311,177	-
(2) コールローン及び買入手形	700	700	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	762,052	762,052	-
(4) 貸出金	1,841,788		
貸倒引当金 (*1)	9,173		
	1,832,614	1,834,309	1,694
資産計	2,906,545	2,908,240	1,694
(1) 預金	2,224,498	2,224,516	18
(2) 譲渡性預金	169,322	169,330	8
(3) コールマネー及び売渡手形	145,574	145,574	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	149,274	149,274	-
(5) 借入金	110,666	110,376	289
(6) 社債	15,000	14,795	204
負債計	2,814,336	2,813,869	467
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	222	222	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	(2,590)	(2,590)
デリバティブ取引計	222	(2,368)	(2,590)

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、満期の無いもの又は残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（3カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の外部格付がないため、貸出金と同一の方法により、発行体の内部格付及び期間等を勘案して時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（3カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が3カ月を超えるものは、貸出金の商品種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見積額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳

簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(3カ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、残存期間が短期間(3カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(6) 社債

発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約及び通貨スワップ)等であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,129
組合出資金(*3)(*4)	2,899
合 計	4,029

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 当連結会計年度において、組合出資金について98百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	281,177	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	700	-	-	-	-	-
有価証券	67,065	181,138	200,050	90,734	121,914	40,965
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの	67,065	181,138	200,050	90,734	121,914	40,965
貸出金(*)	399,130	265,025	234,069	173,533	216,001	530,014
合 計	748,074	446,163	434,120	264,267	337,915	570,979

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない24,014百万円は含めておりません。当座貸越については、「1年以内」に含めて計上しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,103,640	112,707	8,150	-	-	-
譲渡性預金	169,322	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	145,574	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	149,274	-	-	-	-	-
借入金	2,224	7,531	100,868	40	-	-
社債	-	-	-	15,000	-	-
合 計	2,570,037	120,239	109,019	15,040	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成29年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	-

2. 満期保有目的の債券(平成29年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債			
	地 方 債			
	社 債			
	そ の 他	133	136	2
	小 計	133	136	2
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債			
	地 方 債			
	社 債			
	そ の 他			
	小 計			
合 計		133	136	2

3. その他有価証券(平成29年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	39,349	24,713	14,635
	債 券	501,510	487,732	13,778
	国 債	282,994	274,589	8,404
	地 方 債	103,472	101,160	2,312
	社 債	115,043	111,982	3,060
	そ の 他	68,058	65,588	2,470
	小 計	608,918	578,034	30,884
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株 式	12,659	13,755	1,096
	債 券	62,611	63,803	1,191
	国 債	18,578	19,162	583
	地 方 債	36,926	37,496	570
	社 債	7,106	7,144	38
	そ の 他	77,862	80,310	2,447
	小 計	153,134	157,869	4,735
合 計		762,052	735,904	26,148

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	12,493	780	104
債 券	19,451	11	286
国 債	19,451	11	286
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	47,754	1,558	752
合 計	79,699	2,351	1,143

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 30% 以上下落した場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	11,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 29 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 29 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
営業経費	48 百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成 25 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	当行普通株式 151,600 株
付与日	平成 25 年 7 月 31 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成 25 年 8 月 1 日から平成 55 年 7 月 31 日まで
権利行使価格	1 株当たり 1 円
付与日における公正な評価単価	1 株当たり 263 円

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成 26 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	当行普通株式 123,500 株
付与日	平成 26 年 7 月 31 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成 26 年 8 月 1 日から平成 56 年 7 月 31 日まで
権利行使価格	1 株当たり 1 円
付与日における公正な評価単価	1 株当たり 326 円

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成 27 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 9 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	当行普通株式 106,600 株
付与日	平成 27 年 7 月 31 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成 27 年 8 月 1 日から平成 57 年 7 月 31 日まで
権利行使価格	1 株当たり 1 円
付与日における公正な評価単価	1 株当たり 362 円

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成 28 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 9 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	当行普通株式 194,800 株
付与日	平成 28 年 7 月 29 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成 28 年 7 月 30 日から平成 58 年 7 月 29 日まで
権利行使価格	1 株当たり 1 円
付与日における公正な評価単価	1 株当たり 264 円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成25年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	95,100
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	95,100

	平成26年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	105,500
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	105,500

	平成27年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	106,600
付与	
失効	
権利確定	106,600
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

	平成 28 年ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	
付与	194,800
失効	
権利確定	
未確定残	194,800
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

単価情報

	平成 25 年ストック・オプション
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	467
付与日における公正な評価単価（円）	263

	平成 26 年ストック・オプション
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	467
付与日における公正な評価単価（円）	326

	平成 27 年ストック・オプション
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	
付与日における公正な評価単価（円）	362

	平成 28 年ストック・オプション
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	
付与日における公正な評価単価（円）	264

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ方式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性（注1）	32.788%
予想残存期間（注2）	4年
予想配当（注3）	1株当たり 9円
無リスク利率（注4）	0.267%

(注) 1 予想残存期間に対する期間（平成 24 年 7 月 31 日から平成 28 年 7 月 31 日までの日次）の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間により見積りしております。

3 平成 28 年 3 月実績によります。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(企業結合関係)

共通支配下の取引等

当行による連結子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
宮銀コンピューターサービス株式会社	銀行業(事務受託)
宮銀リース株式会社	リース業
宮銀ベンチャーキャピタル株式会社	その他(投資業)
宮銀保証株式会社	その他(信用保証業)
宮銀カード株式会社	その他(クレジットカード業)

(2) 企業結合日

結合当事企業の名称	企業結合日
宮銀コンピューターサービス株式会社	平成28年9月27日
宮銀リース株式会社	平成28年9月27日
宮銀ベンチャーキャピタル株式会社	平成28年9月27日
宮銀保証株式会社	平成28年9月27日、平成28年10月21日
宮銀カード株式会社	平成28年10月21日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主及び連結子会社からの株式買取

(4) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当行グループの連携を強化し、当行グループ一体となった営業体制を構築するため、非支配株主及び連結子会社が保有する株式を買取したものであります。

2. 実施した会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 連結子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金預け金	748百万円
取得原価		748百万円

なお、上記の記載は、非支配株主との取引に係るものであり、連結会社相互間の取引に係る取得原価2,362百万円については、全額を相殺消去しております。

4. 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の変動要因

連結子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

827百万円

当行による連結子会社（宮銀保証株式会社）の株式交換による完全子会社化

当行は、平成 28 年 10 月 31 日を効力発生日として、当行を株式交換完全親会社、宮銀保証株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	宮銀保証株式会社
事業の内容	その他（信用保証業）

(2) 企業結合を行った理由

当行グループの連携を強化し、当行グループ一体となった営業体制を構築するため、本株式交換を実施いたしました。

(3) 企業結合日

平成 28 年 10 月 31 日

(4) 企業結合の法的形式

株式交換（簡易）

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

2. 実施した会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 連結子会社株式の追加取得に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	株式会社宮崎銀行の普通株式	388 百万円
取得原価		388 百万円

4. 株式の種類別の交換比率及び算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

株式会社宮崎銀行の普通株式 57.0 株 : 宮銀保証株式会社の普通株式 1 株

(2) 株式交換比率の算定方法

本株式交換の交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関である南青山 F A S 株式会社に対して当行並びに宮銀保証株式会社の株式価値の算定を依頼しました。当行及び宮銀保証株式会社は南青山 F A S 株式会社から提出を受けた株式交換比率算定結果を参考に慎重に協議・交渉を重ねた結果、上記交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

(3) 交付した株式数

1,311,000 株

5. 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の変動要因

連結子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

992 百万円

連結子会社による自己株式の取得

当行の連結子会社である宮銀リース株式会社は、平成 29 年 3 月 24 日付で、同社が発行する普通株式を取得いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合当事企業の名称：宮銀リース株式会社
事業の内容：リース業

(2) 企業結合日
平成 29 年 3 月 24 日

(3) 企業結合の法的形式
非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称
名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項
当行グループの連携を強化し、当行グループ一体となった営業体制を構築するため、非支配株主が保有する株式を買取したものであります。

2. 実施した会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 連結子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金預け金	715 百万円
取得原価		715 百万円

4. 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の変動要因

連結子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額
144 百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額 807 円 00 銭

1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 53 円 99 銭

潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 53 円 87 銭